

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第69号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱
 (介護保険課) ... 2
- 告示第73号 「地縁による団体」の告示事項の変更
 (市民協働推進課) ... 3

公 告

- 公告第37号 善法複合施設整備事業 宅地造成工事（1期）に係る条件付一般競争入札..... (契約課) ... 3
- 公告第38号 農用地利用集積等促進計画の認可
 (農林茶業課) ... 5
- 公告第39号 予防接種の実施..... (健康づくり推進課) ... 5
- 公告第40号 都市公園の設置..... (公園緑地課) ... 8

教 育 委 員 会

- 告示第7号 教育委員会の招集..... 8

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第44号 直接請求に必要な選挙人の数..... 8

告 示

宇治市告示第69号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年5月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱(平成29年宇治市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1号キの注書第1項第1号中「(I)」を「(I)イ」に、「1000分の245」を「1000分の270」に改め、同表第1号キの注書第1項第4号中「1000分の145」を「1000分の170」に改め、同号を同項第6号とし、同表第1号キの注書第1項第3号中「1000分の182」を「1000分の207」に改め、同号を同項第5号とし、同表第1号キの注書第1項第2号中「(II)」を「(II)イ」に、「1000分の224」を「1000分の249」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

別表第1号キの注書第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ アからカまでの規定により算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

別表第1号キの注書第2項を削る。

別表第2号サの注書第1項各号列記以外の部分中「が、利用者」を「(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者」に改め、同号サの注書第1項第1号中「(I)」を「(I)イ」に、「1000分の92」を「1000分の111」に改め、同表第2号サの注書第1項第4号中「1000分の64」を「1000分の83」に改め、同号を同項第6号とし、同表第2号サの注書第1項第3号中「1000分の80」を「1000分の99」に改め、同号を同項第5号とし、同表第2号サの注書第1項第2号中「(II)」を「(II)イ」に、「1000分の90」を「1000分の109」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

別表第2号サの注書第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

別表第2号サの注書第2項各号列記以外の部分中「令和7年3月31日までの間、」を「厚生労働大臣が定める基準」に、「前項の加算を算定しているものを除く」を「利用定員が19人未満である場合に限る」に改め、同号サの注書第2項各号を次のように改める。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の117に相当す

る単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

別表第3号ウの注書第1項第1号中「(I)」を「(I)イ」に、「57単位」を「63単位」に改め、同表第3号ウの注書第1項第4号中「34単位」を「39単位」に改め、同号を同項第6号とし、同表第3号ウの注書第1項第3号中「42単位」を「48単位」に改め、同号を同項第5号とし、同表第3号ウの注書第1項第2号中「(II)」を「(II)イ」に、「52単位」を「58単位」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 介護職員等処遇改善相当加算(II)ロ 62単位

別表第3号ウの注書第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護職員等処遇改善相当加算(I)ロ 67単位

別表第3号ウの注書第2項を削る。

別表第4号カの注書第1項各号列記以外の部分中「が、利用者」を「(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者」に改め、同号カの注書第1項第1号中「(I)」を「(I)イ」に、「39単位」を「46単位」に改め、同表第4号カの注書第1項第4号中「27単位」を「35単位」に改め、同号を同項第6号とし、同表第4号カの注書第1項第3号中「33単位」を「41単位」に改め、同号を同項第5号とし、同表第4号カの注書第1項第2号中「(II)」を「(II)イ」に、「38単位」を「46単位」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 介護職員等処遇改善相当加算(II)ロ 49単位

別表第4号カの注書第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護職員等処遇改善相当加算(I)ロ 50単位

別表第4号カの注書第2項各号列記以外の部分中「令和7年3月31日までの間、別に」を削り、「定める基準に適合する」を「定める基準第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している」に、「前項の加算を算定しているものを除く」を「利用定員が19人未満である場合に限る」に改め、同号カの注書第2項各号を次のように改める。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ 49単位

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ 53単位

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ 48単位

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ 52単位

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) 44単位

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) 37単位

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、この要綱の施行の

日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第73号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、南遊田第二町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和8年6月12日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

Table with 3 columns: 変更のあった事項, 新, 旧. Row 1: 代表者の氏名

変更年月日

令和8年4月25日



宇治市公告第37号

善法複合施設整備事業 宅地造成工事（1期）に係る条件付一般競争入札について

善法複合施設整備事業 宅地造成工事（1期）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

おって、本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年5月29日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 善法複合施設整備事業 宅地造成工事（1期）
(2) 工事場所 宇治市宇治善法 地内
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

Table listing construction items and quantities: 宅地造成工事 A=1940㎡, 道路土工 路体盛土 V=2400㎡, 地盤改良工 バックホウ混合 A=143㎡, 中層混合改良 V=1637㎡, 擁壁工 重力式擁壁 N=1式, L型擁壁 N=1式, プレキャストブロック式RC擁壁 N=1式, プレキャストL型擁壁 N=1式, 付属施設工 現場打ち階段工 N=1箇所, 集水桝工 N=2基, 水路工 L=33m, 仮設工 足場工 A=200㎡

土留工

N=1式

- (4) 工種 土木一式工事
(5) 工事期間 契約日から令和9年3月5日まで 233日間
(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事について受けている単体企業であること。
(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。
(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③ 営業所技術者以外の者であること。
(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 営業所技術者以外の者であること。
(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
② 配置予定現場代理人調書
（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年5月29日 午前9時から
令和8年6月4日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年5月29日 午前9時から
令和8年6月4日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年6月16日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年5月29日 午前9時から
令和8年7月1日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年5月29日 午前9時から
令和8年6月17日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年6月23日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年6月30日 午前9時から午後6時まで
令和8年7月1日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年7月1日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から
令和8年7月3日 正午まで
予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年7月6日 午前9時
予定価格に関する質疑がある時 令和8年7月9日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
(5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

- (6) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市公告第38号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年6月1日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

Table with 3 columns: 申請年度, 申請番号, 権利の設定をする土地. Contains application details for years Heisei 28 and Reiwa 8.

2 認可した日

令和8年6月1日

(揭示済)

宇治市公告第39号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、令和8年度における予防接種について次のとおり公告します。

令和8年6月12日

宇治市長 松村 淳子

1. 定期予防接種

Table with 5 columns: 種目, 接種対象者, 回数, 1回あたりの接種費用. Details B-type diseases and influenza vaccination for the elderly.

防 接 種	帯状ほうしん ワクチン	①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に65歳を迎える者 ②60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な者 ③令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者	生ワクチン 1回 組換えワクチン 2回	生ワクチン 2,500円 組換えワクチン 6,500円 ※2
A 類 疾 病 予 防 接 種	風しんの第5期	接種日に次のすべてに該当する宇治市民 ①昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性 ②令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者 ※3 ③乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	麻しん風しん 混合ワクチン (MR) 1回 風しんワクチン 1回	麻しん風しん 混合ワクチン (MR) 無料 風しんワクチン 無料

※1 ①②の対象者の中でも、過去に23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチンを1回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は対象外です。

※2 生活保護世帯、市民税非課税世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。

※3 「抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者」とは、下表の定期接種の対象となる基準を満たす者です。

(表) 定期接種の対象となる抗体検査結果の基準

主要な抗体検査方法	定期接種の対象となる基準
HI法	8倍以下（希釈倍率）
EIA法	6.0未満（EIA価）又は15未満（国際単位（IU）/ml）
ELFA法	25未満（国際単位（IU）/ml）
LTI法	15未満（国際単位（IU）/ml）
CLEIA法	20未満（国際単位（IU）/ml）又は11未満（抗体価）
FIA法	1.5未満（抗体価AI）又は15未満（国際単位（IU）/ml）
CLIA法	15未満（国際単位（IU）/ml）
ICA法	lgG 陰性

2. 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3. 接種方法

個別接種

4. 接種場所

医療機関名	肺炎	帯状	風しん	郵便番号	住所	電話
あさくら診療所	○	○	○	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151
浅妻医院	○	○	○	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888
あづま整形・形成外科クリニック	○	○		611-0031	広野町東裏108-3	43-5101
あべじゅん婦人科	○	○		611-0013	菟道荒嶺1-50	46-8639
いかだ医院	○	○	○	611-0014	明星町2-9-83	23-1736
いしだ医院	○	○	○	611-0013	菟道田中32-6	20-7711
いしのこどもクリニック			○	611-0001	六地藏奈良町74-1	38-5200
いちのはしクリニック	○	○	○	611-0011	五ヶ庄折56-1-1F	31-1115
今井内科クリニック	○	○		611-0011	五ヶ庄福角49-4	31-5189
今林医院	○	○	○	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522
今村医院		○		611-0031	広野町茶屋裏3-3	41-6300
いわしげ内科クリニック	○	○		611-0041	横島町中川原154-1	22-7883
植田医院	○	○	○	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111
上田診療所	○	○	○	611-0013	菟道平町17	22-7586
上ノ山吉岡医院	○	○	○	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181
宇治あじろぎ在宅クリニック	○	○		611-0002	木幡南端34-1 サニークレスト203	34-2031
宇治おうばく病院	○	○		611-0011	五ヶ庄三番割32-1	0570 -024089

宇治川病院	○	○		611-0042	小倉町老ノ木31	22-1335
宇治武田病院	○	○	○	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500
宇治徳洲会在宅クリニック	○	○		611-0041	横島町石橋63	81-0220
宇治徳洲会病院	○	○	○	611-0041	横島町石橋145	20-1111
宇治脳卒中リハビリテーション病院	○	○		611-0033	大久保町井ノ尻43-1	48-2110
宇治病院	○	○		611-0011	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000
宇田医院	○	○	○	611-0021	宇治式番48-1	23-2166
おうぼく駅前内科クリニック	○	○	○	611-0011	五ヶ庄新11-29・18	33-2828
大石医院	○	○	○	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354
大石木幡医院	○	○	○	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306
大石三室戸医院	○	○	○	611-0013	菟道荒楨28-3	24-0306
岡田医院	○	○	○	611-0042	小倉町天王31-5	24-7755
小田部小児科内科医院	○	○	○	611-0001	六地藏町並32	32-6205
おもかげ在宅クリニック	○	○		611-0042	小倉町久保114-1 キタザワ産業ビル2F	34-2156
おやいづ医院	○	○	○	611-0044	伊勢田町南山52-6	41-6013
かどさか内科クリニック	○	○	○	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077
かわむら内科クリニック	○	○	○	611-0031	広野町西裏99	41-6259
京都認知症総合センタークリニック	○			611-0021	宇治里尻36-35	25-1110
京都府立洛南病院	○			611-0011	五ヶ庄広岡谷2	32-5900
京都ゆうゆうの里診療所	○	○		611-0022	白川鍋倉山14-1	28-1895
こいずみ医院	○	○	○	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240
こうどう小児科				611-0013	菟道西集上り4-23	33-8886
こう内科クリニック	○	○		611-0002	木幡西浦35	32-1457
こうのクリニック	○	○		611-0045	伊勢田町名木2-1-181	66-1180
小山医院	○	○	○	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455
小山内科医院	○	○	○	611-0033	大久保町北ノ山24-1 ホクユービル4階	46-3211
笹平診療所	○	○	○	611-0042	小倉町南堀池109	21-4523
完岡医院	○	○		611-0042	小倉町西畑41-21	21-2507
芝野耳鼻咽喉科	○			611-0033	大久保町上ノ山51-55	43-3388
小児科いしはらクリニック	○	○	○	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617
じんのクリニック	○	○		611-0001	六地藏町並39	31-1122
関医院	○	○	○	611-0024	琵琶台1-3-3	20-0012
高嶋医院	○	○		611-0042	小倉町西浦5-13	23-5513
たなか医院	○			611-0042	小倉町神楽田16	66-2994
田中診療所	○	○		611-0021	宇治妙楽44	21-2253
土井内科	○	○	○	611-0013	菟道荒楨1-54	24-1885
徳岡医院	○	○	○	611-0031	広野町寺山17-20	43-8952
都倉病院	○	○	○	611-0021	宇治山本27	22-4521
とだ循環器内科クリニック	○	○		611-0025	神明宮北32	66-5148
なかうち泌尿器科クリニック	○	○		611-0031	広野町西裏87 ザ・ガーデンコミュニケーションD棟2階	45-5600
中田医院	○	○	○	611-0011	五ヶ庄戸ノ内7-22	38-2477
中西整形外科クリニック	○	○		611-0002	木幡熊小路12-1	38-2559
中村医院(羽拍子)	○	○	○	611-0027	羽拍子町56-22	41-6500
中村医院(六地藏)	○	○	○	611-0001	六地藏町並38-22	31-5237
中村病院	○	○		611-0033	大久保町平盛91-8	44-8111
西尾医院	○	○		611-0042	小倉町西畑28-13	23-8511
二宮内科医院	○	○		611-0042	小倉町南堀池8-5	28-3101
橋本整形外科	○	○		611-0011	五ヶ庄新開7-5	31-4511
はせがわ内科・内視鏡クリニック	○	○	○	611-0031	広野町西裏87 ザ・ガーデンコミュニケーションD棟2階	48-3301
鉢嶺医院	○	○	○	611-0042	小倉町山際1-3	20-0255
服部医院	○	○		611-0021	宇治式番68	22-1111
ふじいキハダ診療所	○	○	○	611-0011	五ヶ庄新開11 JR黄檗駅前ビル2F	31-3111
不動園診療所	○	○		611-0022	白川東山15	28-4555
古川整形外科医院		○		611-0021	宇治式番10-8 ベルメゾンF	20-5575
べっぷ内科クリニック	○	○	○	611-0021	宇治半白12-3	66-1024
べっぷ内科クリニック宇治市役所前	○	○	○	611-0021	宇治下居20-1 101	25-1003
ほそだ内科クリニック	○	○		611-0001	六地藏奈良町74-1	38-2211
増井医院	○	○	○	611-0021	宇治妙楽39	21-2063
松井整形外科医院	○	○		611-0021	宇治半白19-10	23-2055
まつだ在宅クリニック	○	○		611-0033	大久保町旦椋11-8-201	46-8039
松田整形外科医院	○	○		611-0042	小倉町神楽田38-13	21-4628
宮本医院	○	○	○	611-0042	小倉町西畑40-4	21-3934
村山医院	○	○	○	611-0031	広野町尖山23-4	41-2835

やえクリニック	○	○	○	611-0025	神明宮東14-1 宇治神明ビル1F	20-2900
山村内科	○	○		611-0042	小倉町南浦28-3	28-4331
やまもと医院	○	○		611-0021	宇治下居3-6	23-7974
山本医院	○	○		611-0041	槇島町落合43-18	34-3222
米田医院	○	○		611-0001	六地藏町並11	33-4737
六地藏総合病院	○	○	○	611-0001	六地藏奈良町9	33-1717

※実施種目

肺炎 肺炎球菌
 帯状 帯状ほうしん
 風しん 風しんの第5期

※事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市公告第40号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年6月12日

宇治市長 松村 淳子

名称	位置及び区域	供用開始日
蔭山児童遊園	宇治蔭山68番87	令和8年6月 12日
御廟児童遊園	宇治御廟1番33	
	宇治御廟1番34	
	宇治御廟10番5	
	宇治御廟86番4	
	宇治御廟86番5	
御廟第2児童遊園	宇治御廟25番18	
蛇塚第2児童遊園	宇治蛇塚1番8	
蛇塚児童遊園	宇治蛇塚49番21	
	宇治蛇塚54番6	
宇治琵琶児童遊園	宇治琵琶16番3	
里尻公園	宇治里尻36番11	
	宇治里尻36番22	
	宇治里尻36番23	
	宇治里尻36番24	
広野丸山南児童遊園	広野町丸山55番11	
宮谷児童遊園	広野町宮谷56番62	
	広野町宮谷73番7	
	広野町宮谷73番9	
	広野町宮谷73番12	
	広野町宮谷74番4	

教育委員会

宇治市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年5月28日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年5月29日 午後6時30分

開会場所 宇治市役所 大会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 報告

3 専決事項の報告について

4 宇治市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて

5 宇治市生涯学習センター規則の一部を改正する規則を制定するについて

6 令和8年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第44号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和8年6月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和8年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,003人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,035人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,018人

(揭示済)